

防災ニュース

Fire Retardant News

巻頭言

防災カーテンの普及

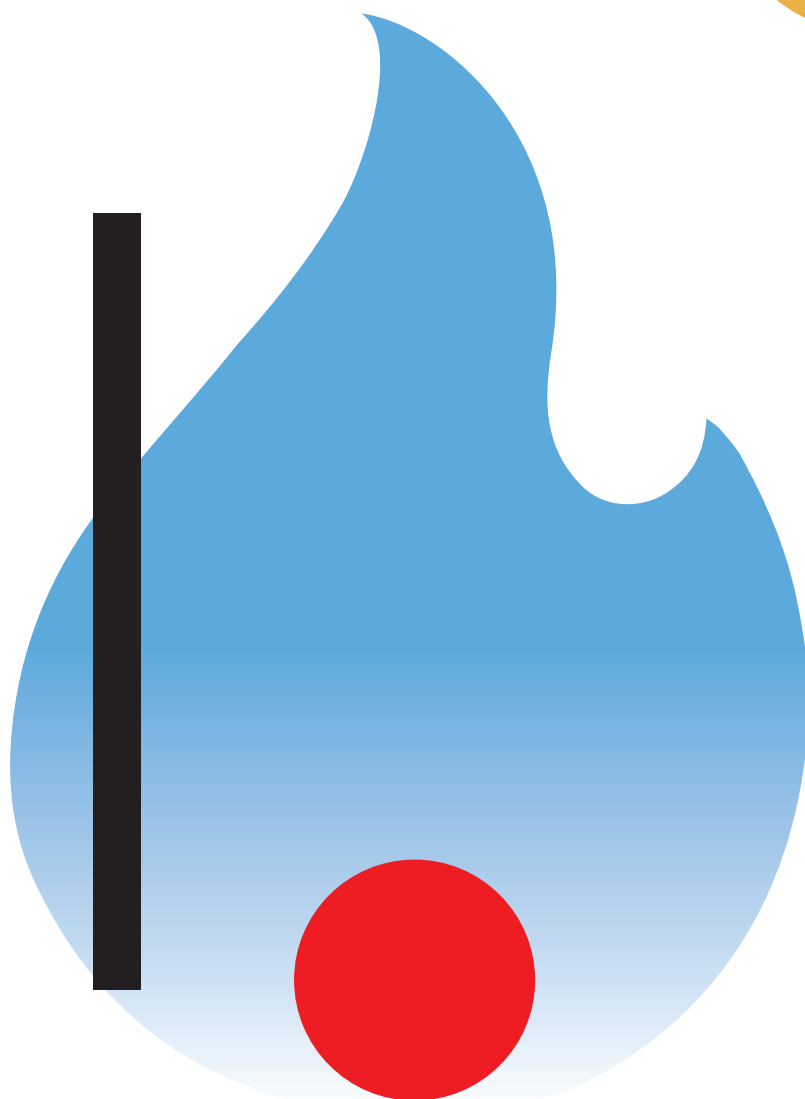
予防行政の取り組み紹介

宇部・山陽小野田消防組合の予防行政について

NO.

232

2023.4



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION



防災ってなに？
知りたい

防災講座 受付中

無償で講師を派遣します。
社員研修・職員の勉強会に
講習会・講演会にいかがでしょうか？
オンラインでの講座もご相談下さい。

問合せ先
公益財団法人 日本防災協会
Email : ishiwatari-h@jfra.or.jp
電話 : 03-3246-1661・0624
担当 : 石渡・松井

防災ニュース

Fire Retardant News

NO.

232

2023.4

目次

●巻頭言

防災カーテンの普及

株式会社川島織物セルコン 代表取締役 社長
公益財団法人 日本防災協会 カーテン等部会 会長 光岡 朗 …… 2

予防行政の取り組み紹介

宇部・山陽小野田消防組合の予防行政について
宇部・山陽小野田消防局 予防課長 榎原 英樹 …… 4

防災北から南から

つくば市消防本部（茨城県） …… 10

火災と人的・社会的要因 (5)

東京理科大学総合研究院 火災科学研究所教授 関澤 愛 …… 11

連載 第1回 天よ 地よ 水よ 私たちは負けない

道の駅と防災

道路環境プランナー 芥川 麻実子 …… 18

防災講座を受講して

株式会社 東京ビッグサイト 施設安全部安全管理課参事役 富井 通高 …… 22

●協会からのお知らせ

- 1 防災講座随時募集
令和4年度実施結果及び令和5年度開講予定 …… 24
- 2 令和5年度 防災加工専門技術者講習会等の開催について …… 26
- 3 令和5年度事業計画書・収支予算書 …… 28
- 4 令和5年度 住宅防火対策推進協議会主催の展示会等ご案内 …… 31
- 5 防災ラベル交付枚数の推移 …… 32

●2023年度全国統一防火標語について …… 33

●協会ニュース …… 34

巻頭言

防災カーテンの普及

株式会社川島織物セルコン 代表取締役 社長
公益財団法人 日本防災協会 カーテン等部会 会長
光岡 朗



日本防災協会 カーテン等部会 部会長の光岡です。

我社の主力商材であるカーテン、舞台幕の防災性能の維持、向上に過去から協会の皆様には 様々なご指導頂いており心より感謝しております。

お陰様で防災製品の製品数についても年々増やすことが出来ており、その性能についても維持することが出来ております。

当社は、本年2月に180周年を迎える事が出来ました。

創業天保14年（1846年）創業時の事業については、呉服悉皆業でしたが、その後、織物を広く普及させたいという想いがあり、室内装飾事業をスタートさせております。

カーテンに関しては 明治22年（1889年）京都に織物参考館（現在でいうショールーム）を建設、その中に窓かけとし、制作 展示した記録が残っておりますが、本格的に量産を開始したのは 昭和30年（1955年）頃となります。

防災協会の前身である日本防災協議会の設立が昭和37年（1962年）。

また、当社のカーテンの防災品に関しては、昭和43年（1968年）

に初めて防災性能を保持した製品を世の中に出すこと出来ました。

そして、翌年昭和44年（1969年）に財団法人日本防災協会として改組され、消防法施行令の改正により防火対象品としてカーテン、暗幕及びどん帳が指定され、日本消防検定協会の鑑定に合格したものに防災ラベルが貼付されるようになりました。

ここまでの協会の歴史と当社のカーテン開発の歴史を振り返ってみても、如何に長きにわたり協会にお世話になって来たのかが分かり、改めて御礼申し上げます。

その後、関係各位の努力によりカーテンに関する防災品の普及が飛躍的に進んだことは ラベルの交付枚数からも事実として認められます。ただし、性能維持という点においては、まだ改善の余地があり今後の重要取り組み課題として認識しております。

防災品の普及に関しても一般家庭への普及という点においてはまだまだ取り組みが十分と言える状況ではないと思います。

カーテンに関しては、窓装飾という従来の役割と共に防災品の普及による火災予防に加え、昨今の異常気象が原因と言われる暴風被害によるガラスの飛散に対する飛散予防効果等、生活者の生命・財産を守る商品でもあることを 改めて我々が認識する必要があります。そのことを広く生活者にお伝えすることで防災品の一般家庭への普及拡大を防災品の性能維持とともに重要課題とし、今後も取り組みを進めてまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。



予防行政の取り組み紹介

宇部・山陽小野田消防組合の 予防行政について

宇部・山陽小野田消防局 予防課長
(令和5年4月1日から警防課長)

榎原 英樹

1 はじめに

本消防組合の管轄地域は、本州西端の山口県の南西部に位置し、宇部市及び山陽小野田市の2市で構成されており、西は下関市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。(図1)



図1：管内位置図(宇部・山陽小野田消防組合ホームページ(以下「HP」)より)

気候は温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内海式気候で、北側は山間部や丘陵地で豊かな自然があふれる一方、瀬戸内海に面する南側は、化学工業、セメント工業のほか鉄鋼、火力発電所、石油精製、油槽所等の工場が立地する瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成しており、一部は宇部・小野田地区として石油コンビナート等災害防止法の特別防災区域に指定されています。(写真1)



写真1：宇部市臨海部工場群(消防組合庁舎から撮影)

構成市の宇部市は、人口約16万人、面積287km²で、明治期以降の石炭産業の振興により急速に発展し、前身の宇部村から、1921年(大正10年)に村制から町制を経ずに市制に移行し、2021年(令和3年)に市制100周年を迎えました。

市内は、戦後の都市緑化や公園整備など市民一丸となったまちづくりで復興を果たし、特に彫刻によるまちづくりに関しては、国内有数の歴史と権威を誇る「UBEビエンナーレ」の開催を始め、市内随所への作品の設置など、「緑と花と彫刻のまち」として市固有の情景を醸成しています。(写真2)

また、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地しており、他市と比較しても市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者が多く、医療環境も充実しているほか、近年では、宇部市出身で日本を代表するクリエイター、庵野秀明さんの作品の影



写真2：宇部市ときわ公園の彫刻
(宇部観光コンベンション協会HPより)

響もあり、一般社団法人「アニメツーリズム協会」がファンの投票などから決めた「訪れてみたい日本のアニメ聖地88」に2年連続で選ばれるなど、新たな注目を集めています。

もう一つの構成市である山陽小野田市は、人口約6万人、面積133km²で、市の西

側に位置する厚狭地区は、江戸時代以降は山陽道の宿場町として栄え、現在も山陽本線JR厚狭駅北側には日本家屋が並ぶ通りがあり、その面影が残されています。

市内中心部には、明治維新後の1881年（明治14年）に国内初の民間セメント製造会社が設立され、その後、国内でも早期に設立された民間化学会社も誘致され、工業都市として発展していきました。大正時代以降も製薬工場や国内初の民間火薬製造会社の工場が各地に造られると同時に、石炭産業や硫酸瓶などの製陶業も隆盛を極め、今も市内には「セメント町」や「火薬町」といった町名が残り、「硫酸町」という通称名も残っています。（写真3）

現在も県下有数の工業都市として、化学、製薬、鉄鋼、製油等の各工場が市内に拠点を設けていますが、須恵器、セメント、硫



写真3：山陽小野田市の各町名（山陽小野田市公式HPより）

酸瓶を製造した窯業の歴史を踏まえ、ガラスを用いた新たな文化を創造し、「現代ガラス展」を開催するなど全国へ発信することで、「ガラスのまち」としての魅力づくりに取り組んでいます。

2 宇部・山陽小野田消防組合の体制

本消防組合は平成24年4月1日に宇部市と山陽小野田市の両消防本部が広域化して一部事務組合として発足し、現在に至ります。

令和4年4月1日現在、管轄人口221,648人、管轄面積419.74km²の管内に1本部(局)と宇部市内に宇部中央消防署と宇部西消防署の2消防署と市内の東部及び北部地域に東部、北部、楠の3出張所、山陽小野田市内に小野田消防署と山陽消防署の2消防署と植生出張所の合計4消防署4出張所を配置し、職員310人の構成で、日々、地域の安心、安全を確保するため一同で業務を遂行しています。(図2)



図2：消防局、消防署所配置状況
(宇部・山陽小野田消防組合HPより)

3 予防業務の体制

本消防組合の予防体制は、消防局予防課に予防係、調査指導係、危険物係を配置し、予防業務全般に係る整備、調整を行うと

もに、予防係は建築確認同意、消防用設備等に係る事務及び火災予防広報等の企画立案のほか、幼年、少年、女性防火クラブの指導や関係団体(宇部・山陽小野田防災協会)の事務処理等を担当し、調査指導係は、管内の重大違反対象物に係る各消防署への指導、支援のほか、火災原因調査に係る統計事務を担当、危険物係は、主に石油コンビナート等災害防止法に係る事務及び危険物許認可事務のほか、管内の火薬関係の許認可事務を山口県からの権限移譲を受けて実施しています。

また、各消防署には消防予防係を配置し、管轄内の建築確認同意事務、消防用設備等の審査、検査、各種届出事務のほか、宇部中央消防署と小野田消防署の2消防署では、それぞれ宇部市内、山陽小野田市内(特別防災区域を除く。)における危険物許認可事務も行っており、管轄内の査察業務については、各消防署及び出張所の警防隊員が実施しています。

4 予防業務の取り組み状況

(1) 立入検査等の強化

本消防組合では、従来管内の査察対象物を重要度別に分類して数年ごとに定期的に巡回査察することとしていましたが、年々、長期に渡って未査察となる対象物が増加し、立入検査等の査察業務が効率的に行えないことが課題となっていました。

そのため、令和3年度から予防査察規程を改正し、長期未査察対象物や消防法で定められた定期点検報告がなされていない等、潜在的に火災危険性が高い防火対象物に高いポイントを付して防火対象物ごとに査察重要度を定め、ポイントの高いものから優先的に査察を行う方法に変更しました。

これにより、火災の危険性が高い対象物の査察を重点的に実施する一方で、維持、

管理が適正に行われている対象物は査察頻度を少なくすることができるようになったことから、改修や改善が進まない対象物は是正まで粘り強い指導や違反処理をすることが可能となり、査察業務の効率化を行いつつ、長期未査察対象物と是正未完了対象物の削減を図れるよう立入検査の強化を行っています。

(2) 住宅用火災警報器の普及

本消防組合管内の住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の令和4年度の設置率は63%と全国平均の84%、県内平均の78%と比べても低く、県内12消防本部の中で最下位となっており、設置率向上が重要な課題となっています。

毎年の個別訪問調査における未設置住宅への設置促進指導や高齢者世帯の取り付け支援のほか、個別訪問後のフォローアップ調査を行い、フォローアップ調査後は住民の理解も得られて設置が進み、再設置も含めた設置率が80%程度まで上がりました。地道ではありますが、1軒1軒に丁寧な説明が必要であることを実感しています。

また、義務化から10年が経過し、訪問調査時には住警器の電池が切れたまま放置されていた住宅も見受けられ、点検や取替えに関しても広報が非常に重要になってきています。

これらに対する広報の一環として、消防局及び宇部中央消防署庁舎の電話保留音を、平成30年度から住警器設置を促す音声ガイドに変更したほか、毎年開催される自治会連合会の集会や民生委員会議、老人クラブ等、様々な市民関係団体に機会を設けてもらい、設置と取替えの重要性についての説明を継続的に行っています。

そのうち、宇部市老人クラブ連合会においては、昨年から「消防かわら版」として住警器以外にも119番の適正利用等も定期

的に会報へ掲載していただけるようになり、高齢者への消防行政に係る広報も併せて図れる副次的な効果も徐々に出てきています。（写真4）



写真4：宇部市老人クラブ連合会会報内の「消防かわら版」

(3) 不動産業界との連携

不動産取引に使用する「重要事項説明書」に所有者の了承の上、本消防組合が保有する防火対象物に係る情報を記載するため、令和3年8月に一般社団法人山口県宅建協会宇部支部及び公益社団法人全日本不動産協会山口県本部の2つの不動産団体と「消防用設備等点検結果報告の情報提供に係る協定」を締結しました。

協定締結後の初年度は、コロナ禍の影響により各加盟の管内の不動産業者への説明会が一度しか開催できず、また書面だけの説明となり、1件の情報提供のみでしたが、令和4年度は管内の不動産業者に対し、個別に訪問説明を行った結果、20件以上の情報提供申請を受理し、防火対象物に設置

されている消防用設備等の点検状況等を建物所有者や借主等に広く周知できたことで、今まで出されていなかった点検結果報告書が情報提供対象物から提出されるなど法令順守の徹底及び火災等による人命危険の軽減を期待する当初の目的が徐々にですが達成されつつあります。

また、この活動により、不動産業界との関係性も深まり、防火対象物の消防用設備等の維持、管理について不動産管理会社から各所有者等に消火器失効等の情報提供を行っていただけるなど、今後の防火対策向上にも期待が持てる状況です。

(4) 火災予防広報

例年秋の火災予防運動前の11月初旬（文化の日前後）には「宇部まつり」が開催され、宇部市内中心部の道路が歩行者天国となり、パレードや様々な出店で賑わいますが、ここ数年は新型コロナの影響により、開催が中止されていました。

例年、この一角に消防ブースを設け、消防団と合同で消防車両の展示、初期消火体験や煙体験のほか、住警器や防災製品のPRを行っておりましたので、広報の機会が減少して非常に残念ではありましたが、昨年、3年ぶりに開催され、消防ブースも復活し、元の街の活気が戻ってきました。（写真5）



写真5：宇部まつり 消防ブース
（コロナ前の2019年の様子）

令和3年秋の火災予防運動には、宇部市の市制100周年記念で盛り上がる市営の「ときわ動物園」において、アルパカの「タック」くんを一日消防署長に任命し、近くの幼年消防クラブの園児たちと一緒に、住警器の設置や火災予防の呼びかけを行ったほか、令和5年（本年）の春の火災予防運動初日には、山陽小野田市にある山陽オートレース場とコラボレーションし、同市内のショッピングセンター内において、幼年消防クラブの和太鼓演奏と共に新人女性オートレーサーを一日消防署長に任命し、買い物客等に向けて火災予防広報を実施しました。この一日消防署長イベントについては、アルパカを任命する珍しさやオートレースファンが駆け付けるなど地元マスコミにも注目してもらい、大きな広報効果がありました。（写真6、写真7）



写真6：令和3年秋季火災予防運動
（アルパカの一日消防署長）



写真7：令和5年春季火災予防運動
（新人オートレーサーに一日消防署長委嘱）

その他、火災予防運動週間中には、管内の家電量販店のご協力を得て、店内に住警器設置や取替えを訴えるのぼり旗とチラシの設置、管内郵便局の一部に火災予防運動や住警器啓発ののぼり旗、ポスターの設置のご協力をいただいております、広く管内住民の皆様に防火広報を実施し、定期的に防火啓発を行っています。(写真8)

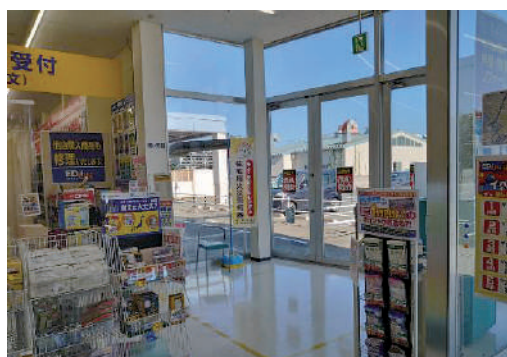


写真8：家電量販店内に住警器のぼり

防火広報は上記のようなイベントのほか、管内の高齢化率も高いため、未だホームページやチラシによる広報が主体となっていますが、今後はSNS等を活用した広報媒体を広げていくことも検討課題となっています。

(5) 石油コンビナート等防災区域の保安の確保

はじめにも記述しましたが、当消防組合の臨海部の一部は、宇部・小野田地区特別防災区域として石油コンビナート等災害防止法で指定されています。

当然ながら、当該区域内には危険物や高圧ガス、毒劇物等が大量に貯蔵、取扱いされており、また管内の特別防災区域は市街地と隣接している箇所が多く、初期対応を誤ると大規模な事故に拡大する可能性があります。

本消防組合では、このような事故を防ぐため、事故防止はもちろんですが、区域内

の事業所に対し、万一の発災時には通報や初期対応の遅れが無いよう、小さな事故であっても消防へ通報するよう指導を続けています。近年では通報件数、事故件数は多いものの、死者の発生、付近住民の避難といった大規模な事故には至っておりません。

また、これら発生した小規模な事故を教訓とし、大きな事故に繋がらないようにするため、毎年、危険物安全週間に事業所の保安防災担当者を対象とした講習会を開催し、事故発災事業所から事故概要やその原因、再発防止対策等を発表していただき、事業所間での情報共有により、類似事故の防止を図っています。(写真9)



写真9：危険物保安担当者講習会

5 おわりに

近年、火災件数が年々減少しつつあるものの、予防行政を取り巻く環境は、複雑多様化し、予防業務における各種の専門的知識が不可欠になってきている中、社会や住民ニーズに応え、業務の効率化を図りつつ、安心、安全なまちづくりに貢献しなければなりません。

職員の育成をはじめ、社会環境の変化に応じた柔軟な対応ができるよう各方面と情報共有を図り、様々な施策を積極的に取り入れて予防行政の充実強化を推進してまいります。

防災 北から南から

大型商業施設で火災予防推進運動の実施

つくば市消防本部（茨城県）

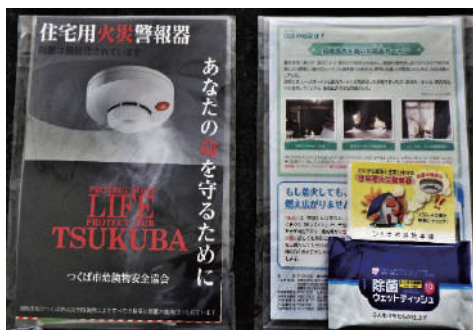
つくば市消防本部では、令和4年12月に大型商業施設にて住宅防火対策推進のため、年末火災予防運動を実施しました。

この運動は、市民に対し火災予防思想の普及と高揚を図り、住宅における火災の発生を予防することを目的として実施したものです。

施設では、日本防災協会様からご提供いただいた防災物品に関するリーフレットと住宅用火災警報器の設置・維持促進に係るリーフレットを、消防長や署長とともにつくば市のイメージキャラクターであるフックン船長が来客者に配布し、防火を呼びかけました。

また、駐車場では梯子車や消防車等を展示し、子供用火災衣を着用した記念撮影も行いました。

今後も様々な火災予防活動を展開し、防災物品の普及啓発や住宅用火災警報器の設置及び維持の重要性について、広報してまいります。



火災と人的・社会的要因 (5)

～ 高齢社会到来のなかでの火災リスクと防火対策 ～

東京理科大学総合研究院 火災科学研究所教授
関澤 愛

1. 超高齢社会を迎えているわが国

わが国は既に超高齢社会といえる状況に突入しており、内閣府の令和4年版高齢社会白書によれば、2021年10月現在、総人口1億2,550万人のうち65歳以上人口は3,621万人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.9%と人口の約3割になっている。そして、今後も総人口が減少する中で65歳以上人口は増加することにより高齢化率は上昇を続け、2036年には33.3%に達し、国民の3人に1人が65歳以上となるまさに超高齢社会になると予想されている。（図1）

一方、高齢社会とは長寿社会の別の表現とも言え、多数の高齢者の存在自体は、わが国の保健医療制度の充実に加え、戦後一貫して日本がきわめて平和で経済的にも安定した時

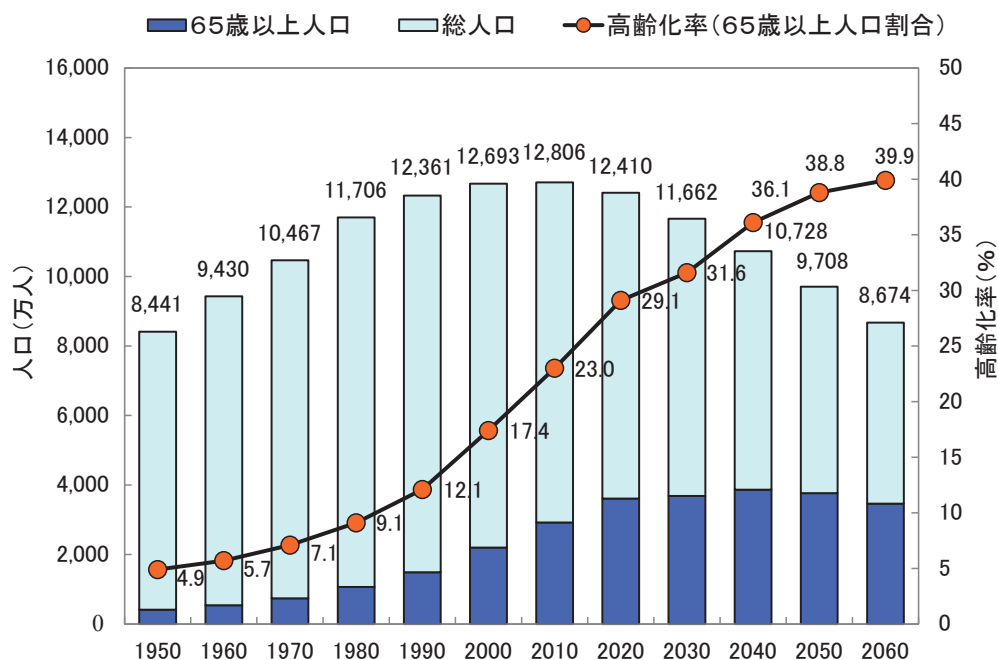


図1 日本の総人口と高齢化率の推移

資料：2010年までは総務省統計局「国勢調査」、2015年以降は
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より

代を維持してきたことの証左とも言える。誇るべきことでこそあれ、決してネガティブにとらえるべき現象ではない。むしろ平和国家の宿命として、いかにこの難題を克服するかを世界に先駆けて示していくチャレンジ的な課題として受けとめるべきである。

本稿では、消防機関が作成する火災報告¹⁾のデータのほか、火災に関連する要素を含む種々の社会統計データ^{2)~5)}を利用して、高齢者の火災による死者発生リスクを調べるとともに、今後の防火対策のあり方について考えてみたい。

2. 人口の高齢化と防火の課題

社会の高齢化をめぐる課題は、保健・医療、生活・住宅、家族・近隣関係、経済社会などあらゆる面に亘るが、それは防火安全についても言える。令和3年版消防白書によれば、過去5年間の平均でみると毎年約1,150名（放火自殺を除く）の人命が火災によって失われているが、その死者の実に約70%が65歳以上の高齢者によって占められている。

図2は、2020年中の年齢階層別にみた火災による人口10万人当り死者数、つまり火災による死者発生リスクの年齢別比較である。高齢者層で急にリスクが高くなり、とりわけ81歳以上のグループの値が高いことがわかる。一方、50歳以下の年齢層では一様に低く、とくに40歳以下の人は火災ではめったに死なないといってもよいほどである。これは、自動車事故などと違って火災という事故では、災害様相の変化が激しいとは言っても一瞬のタイミングではないことから、火災を発見したあとの危急反応力、とくに避難能力という点で年齢別身体能力の差が生死に大きく影響するからだと考えられる。

したがって、今後、社会の高齢化がさらに進展することを考えると、火災による死傷者数の増加が危惧される。さらに加えて、一般住宅と防災設備のレベルはほとんどかわらな

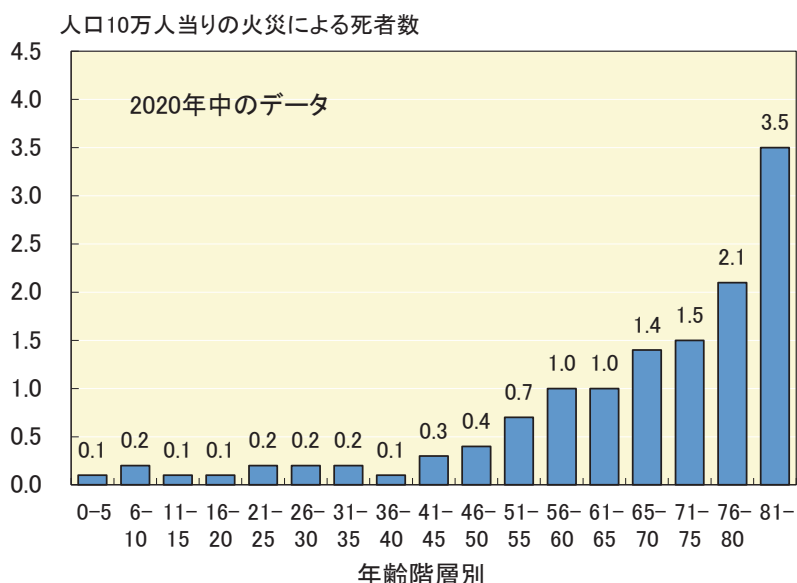


図2 火災による年齢階層別死者発生状況
（放火自殺者等を除く） ※令和3年版消防白書より作成

いにも関わらず、居住しているのは避難困難な多数の高齢者という、現在急速に増えつつある様々な高齢者施設や高齢者向け住宅における防火安全の確保もきわめて重要な課題だといえよう。

3. 高齢者の施設別・住宅別にみた火災リスク

2023年1月22日に神戸市兵庫区の集合住宅「第2ひろみ荘」で発生した火災では住人4人が亡くなったが、この集合住宅入居者の多くは生活困難の高齢者であり、とくに死者の発見された1階には車いす使用者など体が不自由な人が多く入居していたとのことである。この事例にみられる問題は、単に医療や介護、そして住宅の問題だけにとどまらない。こうした人々の受け皿となる様々な高齢者施設あるいは事実上の高齢者受入れ住宅における防火のあり方とも決して切り離すことができない問題である。

2000年代に入って幾つか発生したグループホーム火災は、このような問題を浮き彫りにして我々に投げかけるとともに、小規模社会福祉施設における防火対策の見直しと2007年における消防法改正の契機ともなったのは記憶に新しい。現在も増え続ける高齢者が一体どこに終の棲家を求め、入居あるいは滞在しているのか、また、それぞれの施設、住宅において火災のリスクはどうかを知るために、種々の統計データをもとに一般の住宅をも含めた高齢者の入居施設の種類別に入居者数を調べるとともに、死傷者発生率等の火災リスクを比較した⁶⁾。

図3は、65歳以上を対象として、高齢者施設及び住宅用途別の入居者数当りの火災に

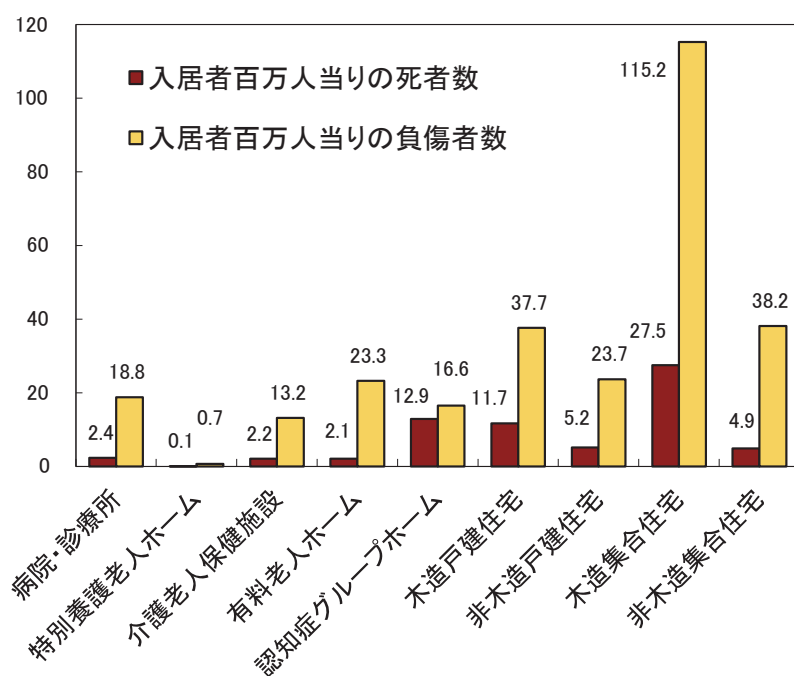


図3 高齢者の入居施設・住宅別の火災リスク
(入居者数当りの火災による死傷者発生数)

よる死傷者発生数を示したものである。これは、少しデータは旧いが、各施設別に2004年から2008年の各年に発生した火災による死傷者数をその期間の当該施設の入居者数(百万人当り)で割ったものを年平均で表したものである。

図3から、入居者数当りの火災による死者数、負傷者数のどちらも木造集合住宅が突出して高い。次に、木造戸建住宅や非木造集合住宅で負傷者数が高く、福祉施設、医療施設は、全体として住宅用途に比べて死傷者数とも比較的低い結果となった。ただし、認知症グループホームについては、入居者数当りの死者発生数が他の医療・福祉施設に比べてかなり高く、この時点では住宅用途と同じレベルとなっている。

一般的に、病院や特別養護老人ホーム等の医療・福祉施設において火災による死傷者発生リスクが低い理由は、入居者中に占める自力避難困難者の割合は高いものの、これらの施設では消防法の規制適用を受けて防火設備の設置や火気の管理が行なわれ、また介助するスタッフが常駐するなど、防火対策が比較的整っていることが影響していると考えられる。

なお、2006年1月に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災を受けて、2007年に消防法が改正され、認知症高齢者グループホーム、ショートステイ、特別養護老人ホームなどで、入居者の過半が自力避難困難者の場合は、防火対象物別表6項口に該当するものとして、自動火災報知設備、火災通報設備のほか、スプリンクラー等の消防用設備の義務付けが決まり、2012年3月までに設置することとなった。実際、6項口に該当する防火対象物における火災による死者発生数は、2001年から2010年までの期間では4.1(人/年)だったのに対して、2011年から2017年までの期間では1.0(人/年)と4分の1に低下している。

これに対して住宅用途では、医療施設、福祉施設よりも火災による死者数、負傷者数とともに多いが、それは一般の住宅は規制の対象外であり、防火設備も介助するスタッフも当然のことながら存在しないので、避難困難な高齢者が火災に遭遇したときには逃げ遅れるという事態が発生しやすいからだと思われる。

4. 年齢別の火災による死者数の推移

図2に示されるように、高齢者ほど人口当たりの火災による死者数が多いことから、高齢人口が増えるにつれて火災による死者数が増えることは想像に難しくなく、これはむしろ自然増として冷静にとらえるべきである。図4は1979年から2017年に至る約40年間における年齢4区分別の建物火災による死者数(放火自殺を除く)の推移を見たものである。

4歳以下の幼児の死者数は、1980年頃までは毎年100名を超えていたが、最近では一桁台にまで大きく減少している。5歳～64歳の若年及び中年層では多少ジグザグはあるものの、2005年頃までは概ね500名前後で横ばいであったが、その後急減している。なお、この背景には人口自体の減少も影響していると思われる。一方、65歳～74歳の前期高齢者層や75歳以上の後期高齢者層では、2005年頃まで増大傾向を示しているが、それ以降は横ばい、ないし減少に転じている。この間にも人口の高齢化は一貫して進み、高齢人口も増大しているにもかかわらず、高齢者層の火災による死者数があまり増えないのはどう

してだろうか。

そこで、図5をみて頂きたい。この図は年齢別の人口当りの火災死者発生率（人口10万人当りの建物火災による死者数）の1979年から2017年の約40年間の推移を調べてみたも

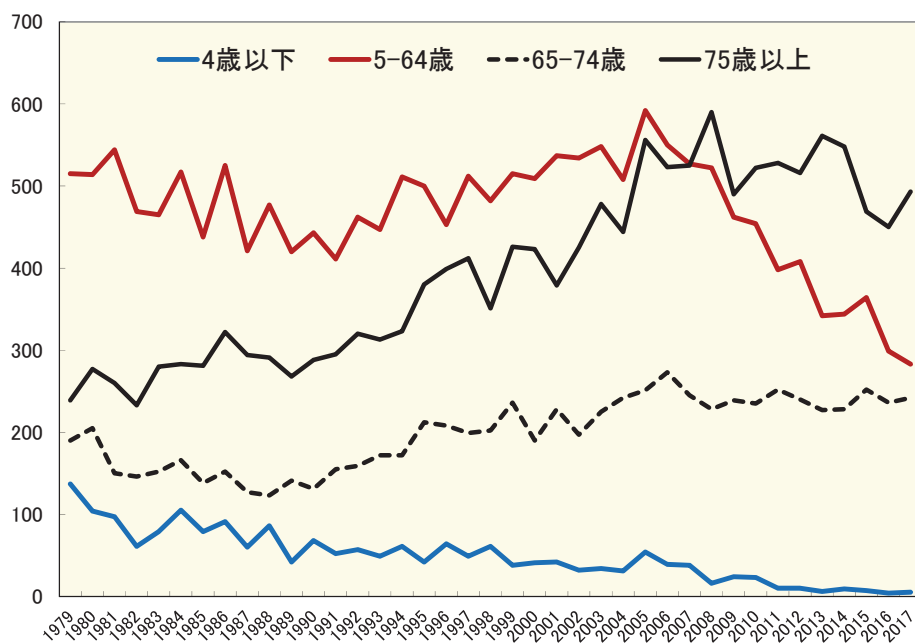


図4 年齢区分別にみた建物火災による死者数の推移
※総務省消防庁の火災報告データに基づき作成

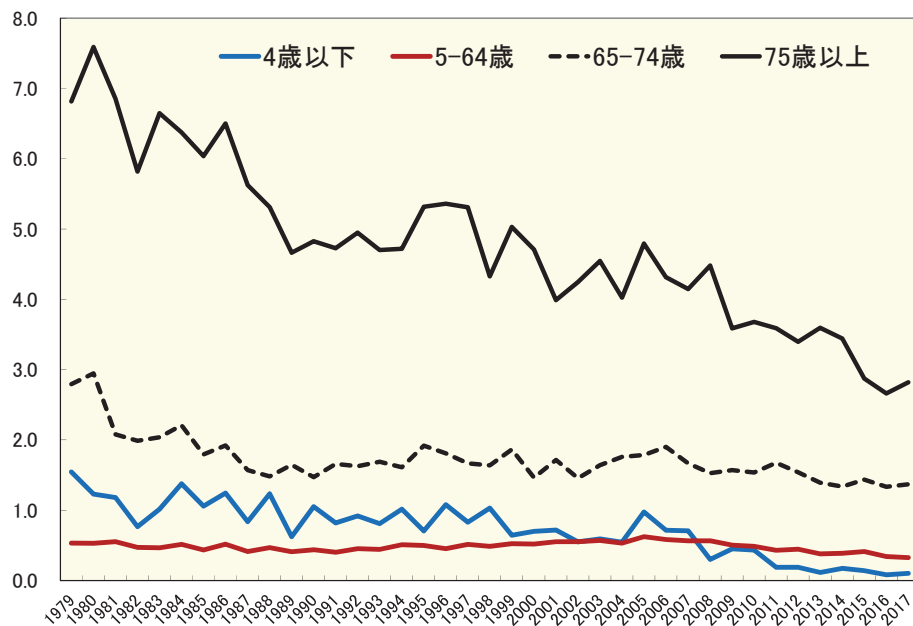


図5 年齢区分別にみた人口10万人当りの火災による死者数の推移
※総務省消防庁の火災報告データに基づき作成

のである。5歳～64歳の死者発生率はこの期間、0.5前後でほぼ横ばい状態であるのに対して、同じ期間に65歳～74歳の前期高齢者の死者発生率は2.79から1.37（51%減少）に、そして75歳以上の後期高齢者についても死者発生率は6.82から2.82（59%減少）へと、それぞれ約半分に減少しているのである。なお、最も減少しているのは5歳以下グループであり、死者発生率は1.55から0.10へと93%も減少している。

5歳以下の死者発生率の大幅な低下は、家庭内におけるマッチやライターなどの裸火の減少などによって子供の火遊びが減ったことによるものと思われるが大変好ましい現象である。

ところで、高齢者層における人口当りの火災による死者数の減少傾向は図5から明らかのように1980年代から今日に至るまで一貫して続いているものであり、最近の住宅用火災警報器の普及によるものではない。また、この間に、何らかの特定の防火対策が一般住宅に対して実施されたというわけでもないので、他の防火対策の効果ともいえない。そのうえで、高齢者におけるこの減少傾向を生み出している背景については幾つかの要因が考えられる。

筆者はその一つとして、近年における医療の発展や健康志向に伴い、一般に高齢者とくに新たに高齢者層に加わる人たちの健康状態が過去の同年代の高齢者に比べて向上していることの現れではないかと推察している。つまり、火災等の危急時における避難行動能力の低下している人の割合が、高齢者層においてやや改善されてきている可能性があると考えている。もちろん、このほかの理由として、高齢者をとりまく居住環境や社会的ケアの改善の影響とみることもできる。たとえば、介護を必要とする高齢者が増加する趨勢のなかで、先に述べたように、自宅居住から、程度の差こそあれケア付の高齢者施設に移る人の割合が増えていることの影響も否定できない。

いずれにせよ、ここで明らかに言えるのは、高齢者人口の自然増は確かに火災死者数の絶対数を押し上げる効果はあるだろうが、実際には高齢者の人口増に比例して予測されるほどには火災死者数は増加していないという事実である。高齢者層についてみれば、過去40年間に一人当たり火災死者発生リスクは半減しているのである。

このことから筆者は、火災による死者数発生傾向を様々な角度から分析することを通じて、火災死者減少の背景にある要因を探っていくことが、今後の火災死者低減対策のヒントを得ることにつながると考えている。

5. 防火対策にも様々な知恵と工夫を

高齢になるにつれて体力や運動能力が衰えていき、火災に限らず事故時の被害の受けやすさが増すことは自然でやむを得ないことである。高齢人口の増大とともに火災による死者数が増加する、あるいは減少しないという傾向が続くこともある意味で当然ともいえる。

しかし、その一方で、近年の傾向として高齢者層での火災死者発生リスクが着実に減少してきていることも事実なのである。これには、高齢者層の健康状態の向上だけでなく、調理器具、暖房器具などの家庭で使用する火気器具の安全化、あるいは最近の住宅環境の安全化や質の向上なども影響しているかもしれない。もともと、住宅で発生する火災の大半は、消し忘れや使用方法の誤りなど、人の過誤（ヒューマンエラー）が原因に関係している。このような「うっかり事故」の発生防止に対しては人の注意に頼るだけでは限界があり、完全になくすことを期待するのは無理である。火災に関しても、「人はエラーをするものである」という前提に立ち、そもそもうっかりミスが火災につながらない安全装置を開発し、火災に遭遇しないで済む出火防止対策を進めていけば、火災件数の減少とともに火災による死者数も自ずと減るはずである。

このように、住宅用火災警報器などの防災設備の設置を進める以外にも、年齢や体力など使い手の属性の影響を受けない安全な火気器具や家庭用機器を開発し、普及させていくことも重要なユニバーサルな防火対策の一つとして位置づけることができる。さらには高齢者の健康や住環境の向上を図ることも必要である。高齢者の大半が居住する一般の住宅において、こうした努力によって少しでも火災のリスクを減らし、それが安全で快適な生活を送ることと両立することこそが、誰しも望んでいることではないだろうか。

【参考文献】

- 1) 総務省消防庁：火災報告
- 2) 総務省統計局：社会福祉施設等調査
- 3) 厚生労働省：患者調査
- 4) 総務省統計局：住宅・土地統計調査
- 5) 厚生労働省：人口動態調査
- 6) 山村太一ほか：高齢者施設と入所者の動向及び火災リスクに関する研究,平成23年度日本火災学会研究発表会概要集, pp.398-399, 2011.

連載
第1回天よ 地よ 水よ
私たちは負けない

道の駅と防災

道路環境プランナー

芥川 麻実子



道の駅八王子滝山がオープンしたのは2007年。現在は1,204（2023年2月時点）もの道の駅が全国に設置されているが、当時は500駅ほど。殆どが観光地の近く、または高速道路と観光地の間に設けられた観光型道の駅とよばれるものだった。東京都八王子市に道の駅が開設され、全国47都道府県の全てに道の駅が存在することになり、当時は唯一の都市型道の駅、現在でも東京都で唯一の道の駅である。10年間駅長としてその後6年間名誉駅長として道の駅八王子滝山にかかわってきた。まずは道の駅が果たす防災の役割から話を進めよう。

道の駅始まり

道の駅の始まりは1991年、山口県、栃木県、岐阜県の12か所にパイロット駅が造られ、社会実験を行いその成果が上がったことにより、1993年から本格的な登録制度が発足した。当時名乗りを上げたのは、103の地方自治体であった。国土交通省では、道の駅第1ステージと位置づけ、通過する道路利用者へのサービス提供を柱とした。高速道路にはサービスエリア・パーキングエリアという無料休憩所があるが、一般国道上にも無料休憩所を造り、さらに観光客まで呼び込みたいという構想であった。

国土交通省が道の駅として認可するにあ

たっての条件は、いたってシンプル。休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つ。後は各自治体の発想に任せるといったものの。過疎化、少子高齢化に悩む自治体は、直売所や地元の名産品を販売し、地域おこしとしての拠点づくりを図ってきた。さらには会議室やホールを設け、イベントの企画・実施を行うなど地域住民の交流の場ともなった。単なる直売所というイメージから、コミュニティーの核としての役割に道の駅は進化している。防災機能の充実もその一環である。

防災道の駅

2013年、道の駅第2ステージとして、通過する道路利用者が立ち寄る場から、道の駅自体が目的地となり、地域の拠点機能の強化とネットワークを重視する構想が打ち出された。それから8年後となる2021年6月、国土交通省は第3ステージの主軸のひとつとして「防災道の駅」39駅を選定と発表した。

「防災道の駅」の選定要件は次の通りである。

- 1 都道府県が策定する広域的な防災計画および、新広域道路計画に広域的な防災拠点として位置付けられていること。
- 2 災害時に求められる機能に応じて、施設、体制が整っていること。

具体的にいえば、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施が可能な施設となっていること。災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500㎡以上の駐車場を備えていること。道の駅設置者である市町村と道路管理者の役割分担が定まった、業務継続計画が策定されていること。

- 3 2が整っていない場合については、3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること。

「防災道の駅」の選定にあたっては、近年災害が頻発し、なおかつ激甚化しているという背景がある現実に加えたものであることはいうまでもない。

八王子では

道の駅八王子滝山は、大規模な道の駅ではないが、開設時から防災体制は整えられていた。地下には40トンの防火用水、非常食、飲料水、下水直結型非常用お手洗い10基、毛布などの備品がそろっている。お手洗いを流すための手漕ぎ井戸は、そのレトロなおもむきから普段道の駅の人気者。幸いこれまでこれらの備品がフル活用される機会は無かったが、毛布が大いに役立ったことがあった。2011年3月11日、高速道路が通行止めとなり、一晩中館内を開放して行き場を失った観光バスの乗客を受け入れ、温かな飲み物のサービスや軽食

の提供を行った。誰もが情報を求めていたが、確たる状況についてはどこからもたらされなかった。その場には重い空気が覆いかぶさるばかり。

この眼で現場を見て、道の駅を通して八王子の人々に伝えなければ。道路が寸断され、カーナビも当てにならない。それでも2011年8月、知人も友人もだれ一人いない東北へ、写真家とともにクルマを走らせた。行かなくては、知らせなければ。

参考： 国土交通省ホームページ

道の駅 役割

休憩機能

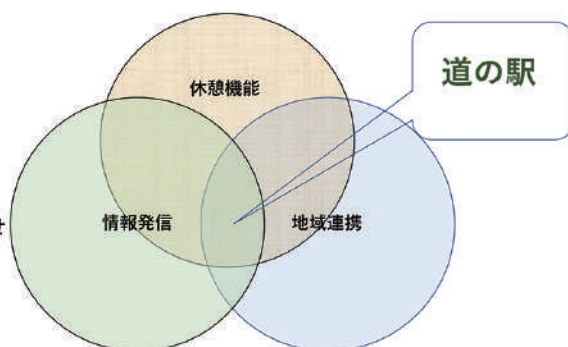
24時間無料駐車場
24時間お手洗い
公衆電話

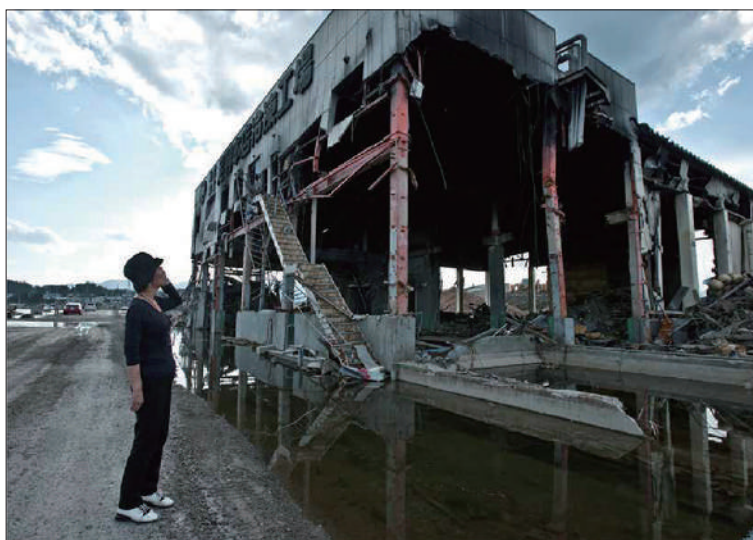
情報発信

交通情報
地域観光案内
イベントなどのお知らせ

地域連携

地域の特色
防災機能
住民の集会など





あれから5ヵ月
被災地にて
写真展
2011年8月31日～9月14日
道の駅 八王子滝山

本当の姿を見たい、本当の声を聞きたい、
本当のことを知りたい。

被災地への訪問は、単純な動機からはじまりました。8月10日出発。ひたすら走り、ひたすら情報の収集をしました。全走行距離1,400キロ。私が見たこと、聞いたこと、知ったことを、道の駅のお客様に伝えたい、その気持ちから、この写真展を企画いたしました。

震災で受けた心への衝撃を、届かせせない。
この思いが、大バネを通して、お客様に届くことを願ってやみません。

駅長 芥川麻実子

撮影／長嶋正光 協力／国土交通省東北地方整備局 宮城県遠野市 東北[道の駅]連絡会 道の駅 西根馬 道の駅 遠野風の丘 道の駅 三本木 小学館

防災講座を受講して —防災物品使用の必要性を再認識—

株式会社 東京ビッグサイト 施設安全部安全管理課参事役
富井 通高

(株)東京ビッグサイトは、愛称名と同じ東京国際展示場（愛称：東京ビッグサイト）を管理運営する会社で、施設規模は1,000人を収容する国際会議場の他16の展示ホール総展示面積約11万6,000㎡を有する国内最大級のコンベンションセンターです。

東京ビッグサイトでは多様なイベントが開催され、東京国際工作機械見本市、東京国際消防防災展（2023年6月15日（木）▶6月18日（日）開催予定）、危機管理産業展、東京モーターショー、コミックマーケット等、多くの方が仕事や趣味を通して一度は足を運ばれたことがあるのではないのでしょうか。

さて、東京ビッグサイトでは年間約300件のイベントが開催されますが、どの様にして開催に至るのか一般的な例をご紹介しますと、ある展示会を展示会主催者が企画、出展者（企業）を募集し、出展者の意向に沿って会場設営業者が展示ブース（小間）を施工することになります。会場設営は短いものだと数日間で作成し、必要な消防検査を受けた後、開催となります。

当社では、会場設営に当たって独自に「防災ガイドライン」を作成し、展示会主催者等が作成した各種防火防災上の届出添付図書を確認するなどして、適正な展示ブースの設置をサポートしています。

防災物品の使用については、防災ガイドラインにも詳細に示していて、関係者の皆様も消防法施行令別表第一第4項の展示場では、消防法に基づき展示用合板、じゅうたん、カーテン等を使用する際には防災物品を使用しなければならないことは分かっている、遵守もされています。

一方、当社では会場設営業者に対し、防火防災に関する講習会を年に1回開催していて、講習内容について検討している時に防災協会の防災講座を知り、しかも無償とのこともあり、問い合わせたところご快諾いただきました。

昨年11月1日に開催した講習会には、会場設営業者14社31名の他、(株)東京ビッグサイトの社員15名が受講しました。講習後のアンケートでは、防災品と非防災品の燃焼比較動画など視覚に訴える効果もあり、会場設営業者からは「防災についてあまり考えたことがなかったが、必要性について理解できた。」との意見がありました。防災物品の使用が法律で決められているからだけではなく、展示会場で防災物品を使用する必要性について十二分認識されたものと思われます。

展示場でのイベント開催には、防災物品の使用をはじめ、火災予防条例に定める火気規

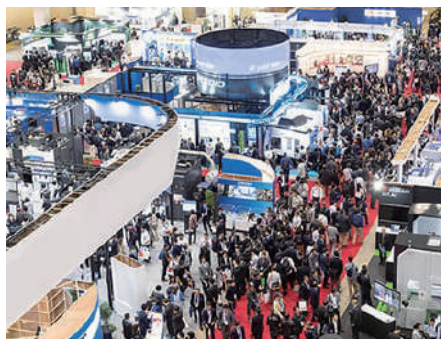
制など様々な制約がある一方で、主催者、出展者からは天幕等の設置、危険物品の持込み等、製品等を効果的に展示するための方法が要望され、その内容は日々変化しています。(株)東京ビッグサイトでは、会場管理のノウハウを生かし、展示会の成功とともに来場者の更なる安全・安心を提供してまいります。



建物外観



講義中



展示会状況

防災講座随時募集

令和4年度実施結果及び令和5年度開講予定

総務部 広報室

1 防災講座概要

私たちは燃えやすいカーテン、じゅうたん及び寝具類等の繊維製品に囲まれて生活しています。日常生活でのちょっとした不注意による失火が原因となって、多くの火災が発生しています。防災性能（燃えにくい性質）を有する防災品は、火災の初期段階では、火災の発生を防止し、延焼拡大を抑制または阻止する効果があり、また、防災効果により火災の拡大を抑制することで、初期消火や避難などの火災対応を行う貴重な時間的余裕をもたらします。

公益財団法人日本防災協会では、「住宅防火対策のさらなる推進に関する具体的実践方策等について（平成19年3月20日付け消防庁予防課長通知）」を受けて、消防職員をはじめ、火災予防に取り組む地域の消防団、自主防災組織及び女性防火クラブ等を対象に、防災品の必要性・有効性などの理解を深めていただくとともに、その効果を地域住民の方々にフィードバックしていただき、防災品の普及促進のために、防災講座を積極的に開催しています。

防災講座のテキストとして消防職員向けの専門用教材「防災の手引き」と消防団員、自主防災組織及び女性防火クラブ員等向けの一般用教材「図解 防災講座テキスト」を作成し、受講者に適した教材を使用するとともに、講師として防災に詳しい協会職員を協会の負担において派遣しています。

また、防災講座では、防災に関するプレゼンテーション用ソフトを使用した講義に加え、防災に関する知識・技術等を収録したDVDの活用、防災品と非防災品の布を用いた燃焼比較実験の実施、奏功事例の紹介など受講者の方々に分かりやすい内容となるよう努めています。

防災講座のコース及び研修内容等

コース別	教育・研修等の内容(例)	教育・研修の時間
専 門	① 防災制度	1時間～1時間30分程度
	② 防災技術	1時間程度
	③ 防災効果等	30分程度
	合 計	2時間～3時間を超えない程度
一 般	身の回りの防災化の推進全般	1時間～1時間30分程度 主催者と協議して決定

2 令和4年度防災講座の開講結果

コース別	実施主体・受講対象者	開催回数	受講人数
専 門	消防大学校	2	60
	消防学校	26	1,338
	消防本部職員	14	773
	その他(一般社団法人 県消防設備協会)	0	0
一 般	消防団員・自主防災組織・女性防火クラブ等	41	2,409
合 計		83	4,580

*新型コロナウイルスの感染拡大による中止:16件

3 令和5年度防災講座の開講予定

本年3月末日現在の開講予定は以下のとおりです。

コース別	実施主体・受講対象者	開催回数	受講予定人数
専 門	消防大学校・消防学校・消防本部・その他	22	1,255
一 般	消防団員・自主防災組織・女性防火クラブ等	19	1,000
合 計		41	2,255

4 防災講座開講申込について

令和5年度の防災講座については、本年1月下旬にご案内し、2月末を締め切りとしておりますが、協会では予算の範囲内でより多くの方々に防災講座を受講いただけるよう現在も応募を受け付けております。

今後、開講をご希望される消防学校、消防本部、女性防火クラブ等の団体におかれましては、協会担当までお気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

また、ズームによる「オンライン講座」につきましても対応が可能ですので、お気軽にご相談下さい。



令和5年度 防災加工専門技術者講習会等の開催について

管理部

（公財）日本防災協会は、令和5年度の防災加工専門技術者講習会及び防災加工専門技術者再講習を次のとおり開催します。

1 防災加工専門技術者講習会

区 分	新 規 講 習 会	
目 的	防災物品の製造又は防災処理における品質管理に当たる防災加工専門技術者養成のための講習を行います。	
受 講 料	30,000 円 + 3,000 円（消費税） = 33,000 円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。	
東京会場 (32名) *注	実施月日	7月6日（木）・7日（金）（2日間） 両日とも午前9時30分～午後5時
	講習会場	東京都千代田区内神田1-18-12 内神田東誠ビル7階 ワイム貸会議室神田
	受講申込先	（公財）日本防災協会 管理部 TEL 03-3246-1663 FAX 03-3271-1692 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル9階
	申込期間	4月3日～6月22日（定員に達し次第締切ります）
大阪会場 (32名) *注	実施月日	10月19日（木）・20日（金）（2日間） 両日とも午前9時30分～午後5時
	講習会場	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズ・マート（OMM）ビル1階グラン
	受講申込先	（公財）日本防災協会 大阪事務所 TEL 06-6947-8844 FAX 06-6947-8846 〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル1階
	申込期間	7月3日～10月5日（定員に達し次第締切ります）

2 防災加工専門技術者再講習

区 分	再 講 習	
目 的	防災加工専門技術者講習修了証又は資格証を有する方を対象に防災に関する知識及び技能の更新を図るため5年以内ごとに受講する講習を行います。	
受 講 料	9,000 円＋ 900 円（消費税）＝ 9,900 円 天災等のため受講できない場合を除き、本人の都合で欠席する場合は前日迄にご連絡下さい。それ以外の場合は返金いたしませんので、予めご了承下さい。	
大阪会場 (70 名) *注	実施月日	7 月 14 日（金）午前 10 時～午後 4 時 30 分
	講習会場	大阪府大阪市中央区大手前 1－7－31 大阪マーチャンダイズ・マート（OMM）ビル2階
	受講申込先	（公財）日本防災協会 大阪事務所 TEL 06-6947-8844 FAX 06-6947-8846 〒 540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 2－1－30 谷町八木ビル1階
	申込期間	4 月 1 日～7 月 7 日（定員に達し次第締切ります）
	実施月日	9 月 8 日（金）午前 10 時～午後 4 時 30 分
名古屋会場 (40 名) *注	講習会場	愛知県名古屋市中区栄 1－23－13 伏見ライフプラザ6階・防火管理研修センター
	受講申込先	（公財）日本防災協会 名古屋事務所 TEL 052-321-4344 FAX 052-321-4343 〒 460-0015 愛知県名古屋市中区大井町 3－15 日重ビル3階
	申込期間	4 月 1 日～9 月 1 日（定員に達し次第締切ります）
	実施月日	11 月 10 日（金）午前 10 時～午後 4 時 30 分
	講習会場	東京都千代田区内神田 3－24－5 エッサム神田ホール2号館 4階
東京会場 (80 名) *注	受講申込先	（公財）日本防災協会 管理部 TEL 03-3246-1663 FAX 03-3271-1692 〒 103-0022 東京都中央区日本橋室町 4－1－5 共同ビル9階
	申込期間	4 月 1 日～ 11 月 2 日（定員に達し次第締切ります）
	実施月日	11 月 10 日（金）午前 10 時～午後 4 時 30 分

*注: () は定員

令和5年度事業計画書・収支予算書

総務部

I 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を図ることにより、火災による国民の生命・財産等の被害の抑制・減少に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与する。

このため、より効率的な防災性能確認試験業務及び防災ラベル交付業務を推進するとともに、防災品関連事業者への指導等品質管理業務並びに防災に関する技術開発業務及び普及・広報業務を推進する。

特に令和5年度においては、近年の諸物価の高騰により収支状況が厳しいものとなっている現状に鑑み、手数料収入の確保、経費の節減及び業務・組織の効率化に努め、収支バランスの確保を図る。

また、防災品の品質管理について、引き続き見える形で向上させるとともに、各種試験、審査、ラベル交付等の業務の確実性・効率性の向上や申請の電子化を図る。

II 事業

1 共通事項

- (1) 防災品の品質確保及び普及促進を図るため、部会活動等を中心とした防災事業関係者との情報交流等の促進、事業所調査等必要な指導活動の強化及び消防機関との連携に努める。
- (2) 品質管理本部を中心として、防災品の品質管理の徹底を図る。
- (3) 効率的に業務を推進するため、電子処理システム全般の見直しを進める。

2 法人管理関係

- (1) 防災事業の発展と防災品の品質確保等に寄与した者の顕彰を行い、防災品に対する社会的信頼性の向上等に資する。
- (2) 会員に対し協会の活動に関する情報の提供等を行うとともに、協会の目的達成に必要な範囲において業務上の便宜を講ずるなど、会員制度の適切な管理に努める。
- (3) 会員、防災事業関係者、消防関係者等相互間の交流及び情報交換等を図る。

3 普及・広報関係(公益目的事業・収益事業1)

- (1) 防災講座の開催等を通じ、防災品に関する適切な理解を広める。
 - ① 防災講座の開催
 - ② 大学と連携した衣料管理実習の開催

- ③ 国際福祉機器展、住宅防火防災推進シンポジウム及び東京国際消防防災展等への参加
- (2) 消防関係機関等との協力により、防災品の普及を図る。
 - ① 消防関係機関等が行う住民向け啓発活動で使用する広報資材・防災品等の作成及び提供
 - ② 出展を要請する消防機関等主催のイベントへの参加
 - ③ 予防広報委員会（東京消防庁・政令市／消防予防部長）の開催及び消防関係各種会議への参加
 - ④ （一社）全国消防機器協会の社会貢献事業における防災品の寄贈
- (3) 広報媒体を通じ防災品の一般消費者等への周知を図る。
 - ① 広報誌「防災ニュース」を通じた防災品奏効事例等の継続的な紹介
 - ② ホームページの見直しを進めるとともに、ホームページにおける防災品取扱い店舗情報の提供や各種情報の発信を継続
 - ③ 動画投稿サイトYouTube内の「防災チャンネル」を通じた動画配信
 - ④ CATV放送を活用した情報発信
 - ⑤ 消防関係専門紙（誌）等への記事掲載などによる情報発信
- (4) 避難所における防災品の普及を図る。
「避難所における防火対策に関する研究会」報告書のホームページ及び「防災ニュース」への掲載等

4 技術・試験関係（公益目的事業・収益事業1）

＊特に表示していないものは、「公益目的事業」及び「収益事業1」である。

- (1) 試験・登録・認定業務の確実性・効率性の向上と顧客サービスの充実を図る。
 - ① 防災製品に関する質疑応答のまとめ及び検索機能の検討（収益1）
 - ② 防災製品の申請業務に係るホームページの活用方策の検討（収益1）
 - ③ 防災物品の新規登録及び防災製品の認定について、データベースの活用を考慮したホームページへの公開方法の検討
- (2) 諸経費の高騰に伴い、防災性能確認試験（格付試験）及び品質管理等に係る試験（依頼試験）の手数料を改定する。
- (3) 東京試験室及び大阪試験室間の業務平準化の推進及び試験業務処理の一層の迅速化のための体制強化
- (4) 防災品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法等に関する調査・検討を行う。
 - ① パーティション一体型布張家具の防災性能試験方法と防災製品認定の検討
 - ② 防音パネル等の防災製品認定の検討
 - ③ 新たな製品情報に基づく防災品の調査研究
- (5) 国内外の防災規制・規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。
 - ① 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供
 - ② 防災品に関する海外の法規制等の情報提供
 - ③ ISO（国際標準化機構）に関連する審議会等への参画及び情報収集

5 品質管理関係(公益目的事業・収益事業1・収益事業2)

※特に表示していないものは、「公益目的事業」及び「収益事業1」である。

- (1) 防災性能確認審査等の申請について、申請相談への適切な対応、手続きの簡素化及び迅速な審査を実施する。
- (2) 防災事業者への防災品に係る品質管理指導の強化により、品質の向上と信頼性を確保する。
 - ① 防災品に係る抜取・試買試験の実施
 - ② 防災品に係る事業者への定期・随時調査・指導の強化
 - ③ 重大不適合・不適合多発事業者に対する改善指導及び登録後数年経過した事業者への品質管理指導の充実
 - ④ 防災カーテンのトレーサビリティ確保のための補助ラベルを継続支給(公益)
 - ⑤ 裁断・施工・縫製業者に対する防災ラベルの表示・管理についての講習会の継続実施(公益)
- (3) 防災品ラベル交付業務の更なる効率化・安定化を図る。
- (4) 防災ラベル印刷費等の増加に伴い、一部交付手数料を改定する。
- (5) 防災事業者における防災性能試験等の技術・技能及び業務知識の向上を支援する。
 - ① 防災事業者を対象とした防災性能試験等実地講習会の開催
 - ② 防災品に係る業務・技術講習会の協力・支援
- (6) 防災加工専門技術者育成のための防災加工専門技術者講習会、再講習を開催する。(収益2)

〈令和5年度収支予算書(正味財産増減書)〉

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位：千円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
① 基本財産運用益	1,519		621	2,140
② 受取会費	19,585		19,585	39,170
③ 事業収益	580,250	221,700		801,950
④ 雑収益	144	516		660
(1) 経常収益計	601,498	222,216	20,206	843,920
① 事業費	608,043	203,507		811,550
② 管理費			24,070	24,070
(2) 経常費用計	608,043	203,507	24,070	835,620
当期経常増減額	△ 6,545	18,709	△ 3,864	8,300
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	6,337	△ 10,201	3,864	0
当期一般正味財産増減額	△ 208	8,508	0	8,300
一般正味財産期首残高	521,623	127,414	216,566	865,603
一般正味財産期末残高	521,415	135,922	216,566	873,903
正味財産期末残高	521,415	135,922	216,566	873,903

令和5年度 住宅防火対策推進協議会主催の展示会等ご案内

総務部 広報室

令和5年度、住宅防火対策推進協議会主催の展示会・シンポジウム・CATV（ケーブルテレビ）広報等に日本防災協会も出展参加します。

この各行事は、住宅防火対策推進協議会の各団体と共に住宅防火対策の重要性を周知し、防災品、住宅用火災警報器、消火器、住宅用消火設備等の普及を図り、住宅火災の低減を目的としています。

1 第50回国際福祉機器展H.C.R.2023

開催日時 令和5年9月27日（水）～29日（金）

開催場所 東京ビッグサイト 東展示ホール

2 住宅防火防災推進シンポジウム

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 共催本部 | 宮城県泉南地域広域行政事務組合消防本部 |
| 開催日 | 令和5年10月4日（水） |
| 開催場所 | 泉南芸術文化センター（えずこホール） |
| (2) 共催本部 | 新潟県糸魚川消防本部 |
| 開催日 | 令和5年11月25日（土） |
| 開催場所 | 糸魚川市民会館 |
| (3) 共催本部 | 三重県志摩市消防本部 |
| 開催日 | 令和6年1月28日（日） |
| 開催場所 | 志摩市阿児アリーナ |

3 CATV広報

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 共催本部 | 長崎県佐世保市消防局 |
| 収録開催日 | 令和5年8月5日（土） |
| 開催場所 | 佐世保市消防局敷地内 |
| (2) 共催本部 | 広島県三原市消防本部 |
| 収録開催日 | 令和5年10月28日（土）（予定） |
| 開催場所 | 三原市消防本部敷地内 |
| (3) 共催本部 | 大阪府守口市門真市消防組合消防本部 |
| 収録開催日 | 令和5年11月12日（日） |
| 開催場所 | イオンモール大日 |
| (4) 共催本部 | 栃木県鹿沼市消防本部 |
| 収録開催日 | 令和5年12月3日（日）（予定） |
| 開催場所 | 鹿沼市消防本部敷地内 |

防災ラベル交付枚数の推移

管理部

2018年上期から2022年下期における主な防災ラベルの交付枚数の推移は以下のとおりです。今年度、上期は昨年度並みに交付枚数は推移しましたが、下期は工事用シートとテント・シート幕類の交付枚数の落ち込みが大きく、通年では昨年度に比べ5%ほど交付枚数は落ち込みました。

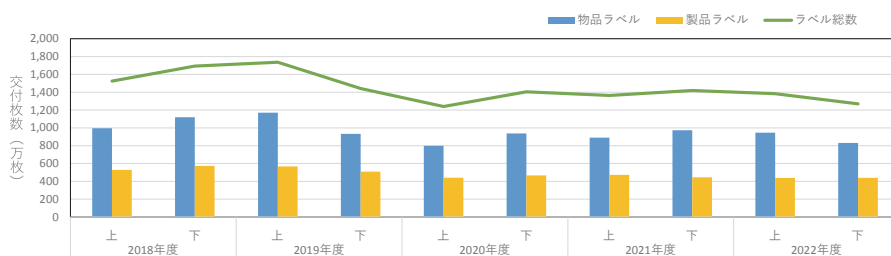
防災ラベル交付枚数推移（2018年上期～2022年下期）

（万枚）

	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
ラベル総数	1,525	1,693	1,737	1,442	1,240	1,405	1,364	1,420	1,384	1,270
物品ラベル	996	1,120	1,170	932	799	937	891	974	946	831
製品ラベル	528	573	567	509	441	467	473	446	438	439

上:4月～9月 下:10月～3月

防災ラベル交付枚数推移



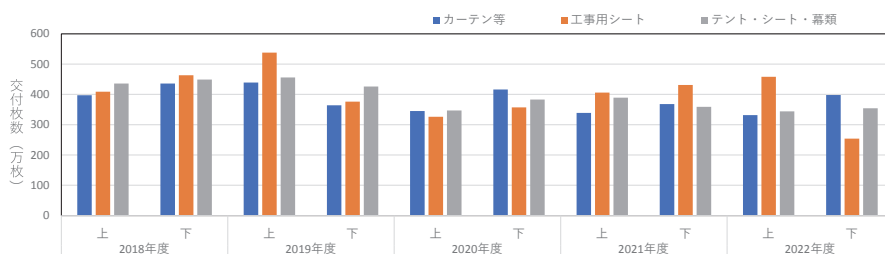
主要用途向け防災ラベル交付枚数推移（2018年上期～2022年下期）

（万枚）

	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
カーテン等	397	436	439	364	345	416	339	368	331	398
工事用シート	409	463	538	376	326	357	406	431	458	254
テント・シート・幕類	436	449	456	426	347	383	389	359	344	354

上:4月～9月 下:10月～3月

主要用途向け防災ラベル交付枚数推移



● 2023年度全国統一防火標語について ●

2023年度全国統一防火標語は 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：白川 儀一）では、防火・防災意識の向上を目的として、全国統一防火標語・防火ポスターによる啓発活動を行っています。

2023年度の全国統一防火標語は、**「火を消して 不安を消して つなぐ未来」**です。

また、登山家の野口 健さんの長女でタレントの野口 絵子さんをモデルに起用して、同標語を掲載した防火ポスター（後援：総務省消防庁）を約20万部制作しました。制作したポスターは、総務省消防庁の協力のもと、4月から、全国の消防署をはじめ公共機関などで1年間掲出されます。

〈2023年度 防火ポスター〉



野口 絵子さんからのコメント

- ・私は、山の上でもよく火を使います。暖をとったり、食事をしたりするために、火は欠かせません。冷え切った身体が暖まることで、心も温めることができます。
- ・しかし、一歩間違えば、大きな事故につながります。そのため、火を扱う時は、常に気を抜かないようにしています。
- ・火が無ければ生きていけない私たち。だからこそ、火の取扱いには、充分に気をつけて、不安のない未来に灯りを灯しましょう。

過去5年の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語
2018年度	忘れない？ サイフにスマホに 火の確認
2019年度	ひとつずつ いいね！で確認 火の用心
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心

防火ポスターの歴史

- ・当協会では、防火・防災意識の向上を目的として、1949年度から「全国統一防火ポスター」を制作し、総務省消防庁へ寄贈しています。
- ・1979年度から、ポスターをより親しみやすいものにするため、ポスターモデルにタレントを起用しています。過去の防火ポスターモデルには、「松田 聖子さん(1981年度)」「中山 美穂さん(1986年度)」「南野 陽子さん(1992年度)」「柴咲 コウさん(2001年度)」「上戸 彩さん(2002年度)」「長澤 まさみさん(2004年度)」等がいます。

◇ 協会人事異動 ◇

退 職

令和5年3月31日

峯松 裕巳(大阪事務所調査役兼技術部)

清水 真弓(管理部主査)

田村 和子(京都事務所主任)

採 用

令和5年4月1日

大阪事務所調査役兼技術部 加藤 康成

◇ 防災講座

(日時) 令和5年1月12日(木)

(会場等) 西宮市消防局婦人防火クラブ

◇ 月例会議(ZOOM会議)

(日時) 令和5年1月17日(火)

(会場) 協会会議室

◇ 防災講座

(日時) 令和5年1月19日(木)

(会場等) 富山県消防学校

◇ 防災薬剤部会

(日時) 令和5年1月26日(木)

(会場) 協会会議室

- (議題) (1) 防災ラベル交付状況
(2) 世界の難燃剤の規制動向
(3) 防災物品に使用されている難燃剤について

◇ 防災講座

(日時) 令和5年1月26日(木)

(会場等) 横浜市消防局栄消防署

◇ 防災講座

(日時) 令和5年1月30日(月)

(会場等) 東京消防庁消防学校

◇ 防災講座

(日時) 令和5年1月31日(火)

(会場等) 横浜市消防局栄消防署

◇ 防災講座

(日時) 令和5年1月31日(火)

(会場等) 佐久広域防火管理者協会

◇ 防災講座

(日時) 令和5年2月3日(金)

(会場等) 安達地方女性防火クラブ連絡協議会

◇ 防災講座

(日時) 令和5年2月7日(火)

(会場等) 埼玉県消防学校

◇ 防災講座

(日時) 令和5年2月8日(水)

(会場等) 青森県消防学校

◇ 防災講座

(日時) 令和5年2月8日(水)

(会場等) 山口県消防学校

◇ 防災講座

(日時) 令和5年2月9日(木)

(会場等) 愛知県消防学校

◇ 防災講座

(日時) 令和5年2月10日(金)

(会場等) 神奈川県消防学校

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年2月12日(日)

〔会場等〕 立山町女性防火クラブ

◇ 月例会議(ZOOM会議)

〔日時〕 令和5年2月14日(火)

〔会場〕 協会会議室

◇ 寝具等部会(ZOOM併用)

〔日時〕 令和5年2月15日(水)

〔会場〕 大江ビル(大阪市)

〔議題〕 (1) 防災ラベル交付状況
(2) 布団類の洗たくについて
(3) 避難所の防火対策

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年2月15日(水)

〔会場等〕 福井県消防学校

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年2月21日(火)

〔会場等〕 総務省消防庁消防大学校

◇ 防災ニュース編集委員会(ZOOM併用)

〔日時〕 令和5年2月22日(水)

〔会場〕 協会会議室

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年2月27日(月)

〔会場等〕 群馬県消防学校

◇ 広告幕部会

〔日時〕 令和5年3月1日(水)

〔会場〕 ワイム神田

〔議題〕 (1) 防災ラベル交付状況
(2) 品質管理の状況報告

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年3月1日(水)

〔会場等〕 浦安市防火安全協会

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年3月3日(金)

〔会場等〕 市川市婦人消防クラブ

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年3月5日(日)

〔会場等〕 福井県消防学校

◇ 防災講座

〔日時〕 令和5年3月10日(金)

〔会場等〕 新潟県消防学校

◇ じゅうたん等部会(ZOOM併用)

〔日時〕 令和5年3月10日(金)

〔会場〕 大江ビル(大阪市)

〔議題〕 (1) じゅうたん等部会の状況
(2) 防災品ラベルの交付状況
(3) じゅうたん等の抜取・試買試験結果
(4) 防災表示者の定期調査結果
(5) 防災対象物品関連火災
(6) 奏功事例
(7) 避難所における防火対策について

◇ 第44回理事会

〔日時〕 令和5年3月14日(火)

〔会場〕 アーバンネット神田カンファレンス

〔議題〕 (1) 令和5年度事業計画書(案)について
(2) 令和5年度収支予算書(案)について
(3) 役員等候補者に関する情報(案)について

(4) 第24回評議員会(臨時)の
開催について

◇ 月例会議(ZOOM会議)

(日時) 令和5年3月15日(水)

(会場) 協会会議室

◇ 防災講座

(日時) 令和5年3月22日(水)

(会場等) 東京消防庁消防学校

◇ 第24回評議員会(ZOOM併用)

(日時) 令和5年3月23日(木)

(会場) エッサム神田ホール

(議題) (1) 令和4年度決算見込みにつ
いて

(2) 令和5年度事業計画書につ
いて

(3) 令和5年度収支予算につ
いて

(4) その他

防災物品試験番号・防災製品製品番号取得件数
令和5年1月1日～令和5年3月31日

区分	記号	品 目	件 数
防災物品等	A	カーテン	220
	B	布製ブラインド	12
	C	工事用シート	19
	D	合板	7
	E	じゅうたん等	215
	F	防災薬剤	0
合 計			473

区分	記号	品 目	件 数
防災製品	A	寝具等側地	0
	AA	寝具等完成品側地	0
	CC	ふとん類	1
	DD	毛布類	0
	E	木製等ブラインド	1
	F	テント類、シート類、幕類	55
	G	非常持出袋	0
	HH	防災頭巾等	0
	HA	防災頭巾等側地	0
	HB	防災頭巾等詰物類	0
	J	災害用間仕切り等	1
	K	衣服類	0
	L	布張家具等	1
	P	布張家具等側地	1
	PA	布張家具等完成品側地	0
	R	自動車・オートバイ等のボディカバー	1
	S	ローパーティションパネル	1
	T	襖紙・障子紙等	0
	U	展示用パネル	6
	V	祭壇	1
	W	祭壇用白布	0
	X	マット類	0
	Y	防護用ネット	7
	Z	防火服	0
	ZA	防火服表地	0
	ZB	防火服用高視認性素材	0
	ZK	活動服	0
	ZS	作業服	0
合 計			76

防災ニュース No.232

令和5年4月25日発行

(年4回発行)

発行人 村上 研一

編集人 仲田 忠司

発行元 公益財団法人 日本防災協会

東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル

TEL 03(3246)1661 FAX 03(3271)1692

印刷所 株式会社アイネット

業種別防災登録表示者数

(令和5年3月31日現在)

業 種	製造業	防災処理業	輸入販売業	裁断・施工・縫製業	計
防災登録表示者数	613	866	973	32,963	35,415

防災ニュース

Fire Retardant News



公益財団法人 **日本防災協会**
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

本部

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-1-5 共同ビル 9 階
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692

北海道事務所

〒060-0031 北海道札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 4-1 サン経成ビル
TEL 011 (222) 3928 FAX 011 (232) 2545

名古屋事務所

〒460-0015 愛知県名古屋市中区大井町 3-15 日重ビル
TEL 052 (321) 4344 FAX 052 (321) 4343

京都事務所

〒600-8177 京都府京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町 391 第 10 長谷ビル
TEL 075 (353) 4675 FAX 075 (353) 4676

大阪事務所

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 2-1-30 谷町八木ビル
TEL 06 (6947) 8844 FAX 06 (6947) 8846

九州事務所

〒810-0802 福岡県福岡市博多区中洲中島町 3-10 福岡県消防会館
TEL 092 (271) 4525 FAX 092 (284) 6350

東京試験室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-1-5 共同ビル 1 階
TEL 03 (3510) 6214 FAX 03 (3510) 6254

大阪試験室

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋 2-1-30 谷町八木ビル
TEL 06 (6947) 8845 FAX 06 (6947) 8846

本部直通

- **総務部** TEL 03-3246-1661
(総務、経理、広報業務)
- **管理部** TEL 03-3246-1663
(防災表示者登録、防災品ラベル交付、防災品の品質管理、防災加工専門技術者講習会業務)
- **技術部** TEL 03-3246-0624
(防災性能試験受付、試験番号登録・再登録、防災製品の認定、防災関係の各種相談)

協会ホームページ <https://www.jfra.or.jp>

